

○大分市水道事業給水条例施行規程

平成10年3月31日

水道事業管理規程第5号

大分市水道条例施行規程（昭和49年大分市水道事業管理規程第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、大分市水道事業給水条例（平成9年大分市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の新設等の申込み等）

第2条 条例第4条の規定により上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の承認を受けようとする者（次項に規定する者を除く。）は、給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認・工事設計審査申込書（様式第1号）により管理者に申し込まなければならない。

2 条例第2条に規定する給水装置（以下「給水装置」という。）の新設、改造、修繕又は撤去（以下「新設等」という。）の工事について、その施工を申し込もうとする者は、給水装置新設（改造・修繕・撤去）工事申込書（様式第2号）により管理者に申し込まなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、給水装置の修繕工事のうち構造及び材質の変更を伴わない工事について、第1項の承認を受けようとする者は給水装置修繕承認・工事設計審査申込書（様式第3号）により、第2項の工事の施工を申し込もうとする者は給水装置修繕工事申込書（様式第4号）により、管理者に申し込むものとする。

4 前2項の規定により、新設等の工事の申込みを行った者（以下「申込者」という。）は、第1項又は第3項の規定による承認の申込みを行ったものとみなす。

（平30水管規程1・一部改正）

（申込みの取消し等）

第3条 申込者は、当該給水装置の新設等の承認の申込みをし、その承認を受けた後において、当該申込みを取り消そうとするときは、直ちに給水装置工事中止届（様式第5号）により管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、条例第10条第1項の規定に基づき給水装置工事費の概算額を通知した後1月を経過しても申込者が当該概算額を予納しないとき、又は申込者の責めに帰すべき事由により概算額を納付後50日を経過しても当該給水装置工事に着手することができないときは、申込者が給水装置の新設等の承認の申込みを取り消したものとみなす。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- 3 申込者は、当該給水装置の新設等の承認の申込みをし、その承認を受けた後において、当該申込みに係る工種等を変更しようとするときは、直ちに給水装置工事工種等変更届（様式第5号の2）により管理者に届け出なければならない。

（平30水管規程1・一部改正）

（給水装置の廃止の届出）

第4条 給水装置の所有者は、給水装置の機能を廃止するときは、給水装置廃止届（様式第6号）により管理者に届け出なければならない。

（給水装置工事の設計審査等の申請）

第5条 条例第6条第2項の規定により、指定給水装置工事事業者（同条第1項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。以下同じ。）は、給水装置工事の設計審査を受けようとするときは第2条第1項の申込書により、工事完成後の工事検査を受けようとするときは給水装置新設（改造・修繕・撤去）工事完成検査申込書（様式第7号）により、管理者に申し込まなければならない。

（給水装置工事の立会い）

第6条 指定給水工事事業者は、配水管に給水管を取り付ける工事を行うときは、管理者の指定する職員の立会いを受けなければならない。

- 2 指定給水工事事業者は、前項の規定により立会いを求めるときは、給水管取付工事立会申請書（様式第8号）により、管理者に申請しなければならない。

（自己以外の者の所有する給水装置を使用する給水装置工事等）

第7条 次の各号に掲げる行為を行おうとする者は、当該各号に定める者の承認を得なければならない。ただし、民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3の規定の適用がある場合は、この限りでない。

- (1) 自己以外の者の所有する給水装置（以下「本管」という。）の一部を使用して自己の給水装置を設置しようとする者 本管の所有者その他の利害関係人
- (2) 自己以外の者の所有する家屋若しくは土地内に又はこれらを通過して給水装置を設置しようとする者 当該家屋又は土地の所有者その他の利害関係人

- 2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書（様式第8号の2）その他同項の通知をした旨を証する書類を管理者に提出しなければならない。

（令5上下水管規程1・全改）

（管破損に伴う修繕費等の負担）

第8条 配水管又は配水管の取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置を破損し、漏水させた者は、管理者が認定する水量に応じた料金及び修繕費その他復旧に必要な費用を負担しなければならない。

- 2 前項に規定する料金及び修繕費等の徴収に関して必要な事項は、管理者が別に定める。
（給水契約の申込み）

第9条 条例第15条の規定により、水道を使用しようとする者は、水道使用開始届（様式第9号）により、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。
（代理人及び管理人の選定及び変更の届出）

第10条 条例第16条の規定により給水装置の所有者が代理人を定めたとき、若しくは条例第17条第1項の規定により同項各号に定める者が管理人を選定したとき、又は条例第20条第2項第3号の規定によりこれらの者が選任した代理人若しくは管理人に変更があったときは、代理人（管理人）選任（変更）届（様式第10号）により、管理者に届け出なければならない。

（メーターの設置場所）

第11条 給水装置の所有者及び使用者は、メーターを設置するために必要な場所を提供しなければならない。

- 2 メーターを設置する場所は、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。
- (1) 道路等との境界に最も近い位置であること。
 - (2) 外部からの障害により破損しない場所であること。
 - (3) 汚水等の侵入のおそれがなく、乾燥した場所であること。
 - (4) 検針、点検及び取替作業を容易に行うことができる場所であること。

（市のメーター以外のメーターによる計量）

第12条 条例第18条第1項ただし書に規定する管理者がその必要がないと認めたときとは、個別検針集合住宅（構造上区分された数個の部分の有する1個の建物であって、その区分された部分がそれぞれ独立して住居の用に供することができるもの（以下「集合住宅」という。）のうち、当該建物の1階部分に集中して設置されたメーターにより、当該区分された部分に設置された給水栓及び共用栓の使用水量が計量できるもの（別に定めるところにより管理者が認定したものに限る。）をいう。以下同じ。）に設置されたメーターにより、給水量を計量するときとする。

- 2 個別検針集合住宅の使用水量の計量及び水道料金の徴収に関する事項は、別に管理者が定める。

(令4上下水管規程2・一部改正)

(メーターの保管義務)

第13条 メーターの保管者（以下「保管者」という。）は、常にメーターを清潔に保ち、検針及びメーターの取替え、修繕等の支障となり、又はメーターの機能を害する物件を置き、若しくは工作物を設けてはならない。

2 保管者は、メーターが設置されている場所に工作物を設置する場合その他メーターの位置を変更することが必要な場合は、第2条に定めるところにより、管理者に給水装置の改造を申し込まなければならない。

3 保管者が第1項の義務を怠ったときは、管理者は、原状回復、位置の変更その他必要な処置を命じ、又は管理者が自らその処置を行い、その費用は、違反者から徴収する。

4 保管者は、メーターが盗難にあったときは、直ちに警察及び管理者に届け出なければならない。

5 メーターを亡失し、又は毀損したときの損害賠償額は、時価により管理者が定める。

(令4上下水管規程2・一部改正)

(水道の使用中止の届出)

第14条 条例第20条第1項第1号の規定により、水道の使用をやめようとする者は、水道使用中止届（様式第11号）により、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

(水道使用者の名義変更届)

第15条 条例第20条第2項第1号の規定により、水道の使用者の氏名又は住所に変更があったときは、水道使用者名義変更届（様式第12号）により、速やかに、管理者に届け出なければならない。

(水道使用者等の変更の届出)

第16条 条例第20条第2項第2号の規定により、給水装置の所有者に変更があったときは、給水装置所有者変更届（様式第13号）により、速やかに、管理者に届け出なければならない。

(検査に要する特別の費用)

第17条 条例第23条第2項に規定する特別の費用とは、給水装置の機能に関する検査にあつては通常の検査以外の検査を、水質の検査にあつては飲料の適否に関する検査以外の検査を行う場合の費用をいう。

(共用給水装置の使用者に対する水道料金算定の特例)

第18条 集合住宅（個別検針集合住宅を除き、次条に定めるところにより管理者の認定を

受けたものに限る。)に設置された共用給水装置に係る水道料金の算定については、次に定めるところによる。

- (1) メーターの口径の区分は、各戸ごとに設置されているメーターの口径によるものとする。ただし、各戸ごとにメーターが設置されていないときは、給水管の口径によるものとする。
- (2) 市のメーターにより使用水量を計量し、各戸が均等に使用したものとみなす。
- (3) 口径の異なるメーター及び給水管が混在する場合のメーターの口径の区分及び使用水量については、前2号の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

- 2 前項に定めるもののほか、共用給水装置を使用する場合の料金算定に係るメーターの口径の区分及び使用水量については、別に定める。

(料金算定の特例を受ける集合住宅の認定)

第19条 共用給水装置の所有者が、当該共用給水装置が設置されている建物について前条第1項の特例の適用を受ける集合住宅の認定を受けようとするときは、集合住宅認定申請書(様式第14号)により、管理者に申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書に係る申請の内容を審査し、当該建物が第12条第1項に規定する集合住宅に該当すると認めたときは、前条第1項の特例を受ける集合住宅として認定するものとする。

(短期水道使用者に対する基本料金の算定の特例)

第19条の2 水道使用者が水道の使用を開始した日の翌日から起算して3月以内に水道の使用をやめた場合(第24条の規定の適用を受ける場合を除く。)に条例第26条第2項の規定により当該使用をやめた日に行う検針に基づき算定される水道料金に係る基本料金の月数は、当該水道使用者が水道を使用した期間に相当する数を31で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)に相当する月数から隔月定例日に行う検針に基づき算定された水道料金に係る基本料金の月数を減じて得た月数とする。

(平30水管規程1・追加)

(使用水量及び用途の認定)

第20条 条例第27条の規定による使用水量及び用途の認定は、次に定めるところによる。

- (1) メーターの故障が前回のメーター検針後に生じたものと認められるときは、前回の使用水量に基づき認定する。
- (2) メーターの故障が前々回のメーター検針後、前回のメーター検針前に生じたものと認められるときは、前々回の使用水量に基づき認定する。

- (3) 次項の規定によるメーターの機能試験の結果、100分の4を超える誤差があるときは、その誤差分を修正して認定する。
- (4) 前3号の規定により難いときは、新たにメーターを取り付け、それにより認定する。
- (5) 前各号の規定により難いときは、前2回分又は前年同月の使用水量その他の事情を考慮して認定する。
- (6) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用したときは、料率の高いものにより認定する。

(平21水管規程19・一部改正)

(メーターの試験)

第20条の2 保管者は、メーターに異常があると思われるときは、メーター試験申込書（様式第15号）により、管理者にメーターの試験を申し込むことができる。

- 2 管理者は、前項の規定によるメーターの試験の申込みがあったときは、メーターの試験を実施し、その結果をメーター試験結果通知書（様式第16号）により当該試験の申込みをした保管者に通知するものとする。

(平21水管規程19・追加)

(設計審査手数料等の納付期限)

第21条 条例第33条第1項に規定する、同項第1号及び第2号に規定する手数料の納付期限は、設計審査終了後で管理者の指定する日とする。

(料金、分担金及び手数料の徴収方法)

第21条の2 条例第24条第1項に規定する料金の徴収については水道料金納入通知書兼領収書（様式第17号）に、条例第32条第1項に規定する分担金の徴収及び条例第33条第1項に規定する手数料の徴収については上下水道局給水装置工事分担金、審査・検査手数料等納入通知書兼領収書（様式第18号）によるものとする。

(平31上下水管規程4・追加)

(受水槽以下の装置の検査)

第22条 管理者は、必要があると認めるときは、受水槽以下の装置を検査することができる。

- 2 管理者は、前項の検査のため必要があるときは、設計書及び図面等を提出させることができる。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第23条 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び管理の

状況に関する検査は、大分市小規模貯水槽水道維持管理指導要綱（平成15年大分市告示第241号）に定めるところによる。

（平15水管規程 2 ・ 追加）

（基本料金の減免）

第24条 管理者は、水道使用者が市内で転居するため水道の使用をやめた場合は、条例第26条第2項の規定により水道使用者が使用をやめた日に行う検針に基づき算定される水道料金のうち、直近の定例検針日（同条第1項の規定による検針を行う日をいう。以下「直近定例日」という。）から水道使用者が使用をやめた日までの期間の日数が直近定例日の属する月の日数以下のときにあっては当該月に係る基本料金を、当該期間の日数が直近定例日の属する月の日数を超えるときにあっては当該月の翌月に係る基本料金を減免することができる。

（平29水管規程 4 ・ 全改）

（委任）

第25条 この規程に定めるもののほか、条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

（平15水管規程 2 ・ 旧第24条繰下）

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の大分市水道条例施行規程第15条の2の規定の適用を受ける給水装置が設置されている建物は、第19条第2項の規定により認定を受けた集合住宅とみなす。

附 則（平成11年水道事業管理規程第1号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、第1条の規定による改正前の大分市水道局会計規程様式第20号（その1）、様式第20号（その2）、様式第21号、様式第22号、様式第23号（その1）、及び様式第23号（その2）による用紙で現に残存するもの並びに第2条の規定による改正前の大分市水道事業給水条例施行規程様式第6号、様式第9号（その1）、様式第9号（その2）、様式第11号、様式第12号、様式第14号及び様式第15号による用紙で現に残存するものは、平成11年5月31日までの間、なお使用することができる。

附 則（平成15年水道事業管理規程第2号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年水道事業管理規程第7号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際改正前の様式第6号、様式第9号、様式第11号及び様式第12号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成21年水道事業管理規程第19号）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年水道事業管理規程第9号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際改正前の様式第1号、様式第2号及び様式第4号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成29年水道事業管理規程第4号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年水道事業管理規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際改正前の大分市水道事業給水条例施行規程様式の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

- 3 この規程による改正後の大分市水道事業給水条例施行規程第19条の2の規定は、この規程の施行の日以後に請求する基本料金について適用し、同日前に請求した基本料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年上下水道事業管理規程第4号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大分市水道事業給水条例施行規程の規定は、平成31年度以後の年度分の水道料金、分担金及び手数料について適用し、平成30年度以前の年度分の水道料金、分担金及び手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年上下水道事業管理規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際第1条の規定による改正前の大分市水道事業給水条例施行規程に規定する様式の用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年上下水道事業管理規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際この規程による改正前の様式第1号、様式第2号及び様式第4号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

【公道内接続工事詳細図】

(裏面)

審査員	年 月 日		平面図 縮尺1/	(別紙に平面図を添付する場合は、必ず配置図を記入すること。)
給水装置住所 工事申込者氏名 装置場所 大分市 上記のとおり給水装置工事を施行したいので設計審査を申し込みます。 大分市上下水道事業管理者 殿 指定給水装置工事事業者 住所 氏名 主任技術者 免状番号(号)				
付近見取図(配管図 ページ・住宅地図 ページ) 北 				

12/33

様式第3号(第2条関係)

給水装置修繕承認・工事 設計審査申込書		水栓番号	
受付 年 月 日 大分市上下水道事業管理者 殿 申 込 者(工事費負担者) 住 所 氏 名 施 工 者(指定給水装置工事事業者) 住 所 氏 名		【平面図】	
大分市水道事業給水条例第4条の規定に基づき、給水装置の修繕工事を施工したいので、承認及び設計審査を申し込みます。			
施 工 年 月 日	年 月 日		
給 水 装 置 場 所	大分市		
給水装置所有者			
水 道 使 用 者			
メーター口径	mm	メーター番号	

様式第 5 号(第 3 条関係)

給 水 装 置 工 事 中 止 届



年 月 日

大分市上下水道事業管理者 殿

工事申込者氏名

指定給水装置
工事事業者名

下記の理由により給水装置工事を中止します。

記

- 1 工事承認番号 第 号
- 2 工事中止理由

様式第 5 号の 2(第 3 条関係)

給 水 装 置 工 事 工 種 等 変 更 届



年 月 日

大分市上下水道事業管理者 殿

工事申込者氏名

指定給水装置
工事事業者名

下記の理由により工種等を変更します。

記

- 1 工事承認番号
- 第 号
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

様式第 6 号(第 4 条関係)



給 水 装 置 廃 止 届

水 栓 番 号

年 月 日 ※ 太線の中だけ記入してください。

大分市上下水道事業管理者 殿

該当するものに○印をしてください。	
・普通廃止	給水装置の全てを(本管分岐まで)永久に使用せず、分担金の権利を放棄するとき。
・建替廃止	建替等で分担金の権利を引き継ぐとき。

廃 止 年 月 日	年 月 日
給 水 装 置 場 所	大分市 町 丁目 組 番 号 (ビル・屋号名等)
給水装置の所有者	大分市 町 丁目 組 番 号 フリガナ (TEL) 氏 名
届 出 人	大分市 町 丁目 組 番 号 フリガナ (TEL) 氏 名
請 求 先 (水道使用者)	大分市 町 丁目 組 番 号 フリガナ (TEL) 氏 名

上下水道番号	整理番号

中止	精算	引上	廃止	移管

口径	メーター番号	検 針	検針月日
			/

未 納 ・ 有 無	年	月	分	水道料金	下水道料金	督促手数料
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
	水道料金	下水道料金	督促手数料	合計金額		
	円	円	円	円		

料 金 精 算	使 用 期 間	使用量量	水 道 料 金	下水道料金
	/ - /	m ³	円	円
	/ - /	m ³	円	円
合 計			円	

閉 止 工	・有	・無
	■ 箇所	・閉止済み
	■ 箇所	・分岐管使用
	■ 箇所	・ ()

※設置場所の位置図を添付して下さい。



受 付 印 指定事業者

様式第 7 号(第 5 条関係)

給水装置新設(改造・修繕・撤去)工事完成検査申込書



年 月 日

大分市上下水道事業管理者 殿

指定給水装置工事事業者

住 所

氏 名

電 話 番 号

主任技術者名

給水装置工事が完成したので、下記事項について検査をお願いします。

承認番号		完成年月日	年 月 日
装置場所	大分市		
給水装置	住 所		
工事申込者	氏 名		

検査年月日	年 月 日	時 分	検査員				
再検査年月日	年 月 日	時 分	検査員				
検査項目	適 否		検査項目	適 否			
	検査	再検査		検査	再検査		
設計書及び工事内容の照合			弁栓类等ボックスの取付状況				
使用材料の確認			通 水 検 査				
配 管 状 況			受水タンク等の吐水口空間の確認				
埋 設 深 度 の 確 認			量水器及びボックスの取付状況				
保護措置(凍結・腐食・衝撃)の確認			道 路 復 旧 状 況				
弁栓類器具の取付状況			そ の 他				
残留塩素	mg/l	水圧	Mpa	手直しの有無	設計書	有 無	工事 有 無
濁り	正常・異常	色	正常・異常				
設計書の訂正事項			工事の手直し事項				

(注) 完成検査の立会いは、主任技術者が行うこと。

様式第 8 号(第 6 条関係)

給水管取付工事立会申請書



年 月 日

受 付 者	立 会 者

大分市上下水道事業管理者 殿

指定給水装置工事事業者

住 所
氏 名
電話番号
担当者名

給水管取付工事を施行したいので、立会いをお願いします。

承 認 番 号			道路占用許可番号	
工 事 場 所				
給水装置工事申込者	住 所			
	氏 名			
主 任 技 術 者				
工 事 施 工 業 者	土 工 事			
	舗装工事			
工 事 希 望 年 月 日	年 月 日 午前・午後 時頃			

立 会 年 月 日	年	月	日 午前・午後 時頃
-----------	---	---	------------

様式第8号の2（第7条関係）

誓 約 書

年 月 日

大分市上下水道事業管理者 殿

給水装置設置者 住所
氏名
電話番号

給水装置の設置場所

上記の給水装置の設置場所に係る給水装置の設置（以下「本件設置」という。）について、（他の土地に給水装置を設置・他人が所有する給水装置を使用）しなければ水道水の供給を受けることができないため、大分市水道事業給水条例施行規程第7条第1項ただし書の規定の適用を受けるに当たり、以下の事項を誓約します。

- 1 （他の土地に給水装置を設置・他人が所有する給水装置を使用）することについて、民法第213条の2第3項の規定に基づき、その目的、場所及び方法を（他の土地・他人が所有する給水装置）の所有者及び他の土地を現に使用している者（第3項において「他の土地等の所有者等」という。）に対して、あらかじめ通知していること。
- 2 民法第213条の2及び第213条の3の規定を遵守すること。
- 3 本件設置について、他の土地等の所有者等又は第三者から異議があった場合は、当事者同士で解決し、本件設置について市上下水道局には、一切迷惑は掛けないこと。
- 4 本件設置に係る給水装置を第三者に譲渡するときは、前2項の誓約事項について、当該譲受人に遵守させること。

様式第 9 号(その 1)(第 9 条関係)

水 道 使 用 開 始 届(新 設 用)

年 月 日

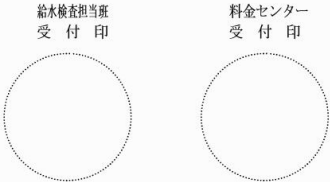
大分市上下水道事業管理者 殿

受 付 番 号										
給 水 装 置 場 所	建築確認書の住所	大分市 町 丁目 番 号・番地								
	通 称 名	大分市								
	(マンション・アパート・ビル等の名称及び部屋番号)									
所 有 者	フリガナ							屋 号		
	氏 名							電 話		
	住 所									
使 用 者	フリガナ							屋 号		
	氏 名							電 話		
	今 ま での 住 所									
指定給水装置工事事業者	住 所									
	氏 名							電話		
種 別 ・ 用 途	一般住宅・集合住宅(戸)・その他()							排 水 状 況	公共下水の申請	
								公共下水・その他	有・無	

上下水道番号					整理番号			水栓番号		承認番号	

メータ取付日(使用開始日)		口径		メ ー タ 番 号		指針		検満年月		検定回数	
年 月 日		mm									
旧メータの有無	有・無	口径	mm	旧メータ番号				旧水栓番号			

水道料金納入方法	口座振替(新規)・口座振替(継続)・納入通知書・納組()										
(別の場所に送付を希望する場合) 納入通知書送付先	住 所										
	氏 名							電話			
口座継続	旧上下水道番号				金融機関名		支店名	種別	口座番号		



検 査 月 日		料金センター
年 月 日		
検 査 員		

様式第9号(その2)(第9条関係)

水道使用開始届(既設用)

年 月 日

大分市上下水道事業管理者 殿

上下水道番号				整理番号			
使用開始日		年 月 日		水は出ていますか。(はい・いいえ)			
開始理由		・転居 ・事務所 ・店舗の開設 ・一時使用 ・一時休止後再開 ・その他 ()					
水道を使用する場所		大分市 町 丁目 番 号・番地・組 (マンション・アパート・ビル等の名称及び部屋番号)					
新使用者		フリガナ		電話			
		氏 名					
		前住所					
旧使用者		氏 名					
その他連絡先 ()		住 所					
		氏 名		電話			
納入方法		口座振替 (新規)・口座振替 (継続)・納入通知書・納組 ()					
(別の場所に送付を希望する場合) 通知書送付先		住 所					
		氏 名		電話			
口座継続	金融機関名		支店名				
	種 別	口 座 番 号					
	利用者番号						
口径	メーター番号	指針	検針日(取付日)				
mm			月 日				
料 金 随 時 精 算						届出人	
使用期間	区分	使用水量	水道料金	下水道使用料			
/ ~ /		m ³	円	円			
/ ~ /		m ³	円	円			
合 計			円				

様式第10号(第10条関係)

代理人(管理人)選任(変更)届



年 月 日

大分市上下水道事業管理者 殿

給水装置所有者氏名

給水装置所有者の代理人を下記のとおり選任(変更)したので、届け出ます。

記

		水栓番号	
新代理人(管理人)	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
旧代理人(管理人)	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
給 水 装 置 場 所	大分市		

様式第 11 号(第 14 条関係)

水 道 使 用 中 止 届
年 月 日

大分市上下水道事業管理者 殿

上下水道番号				整理番号			
			—				
使用中止日		年 月 日					
中止理由		・転居 ・一時休止 ・事務所又は店舗の移転 ・その他（ ・事務所又は店舗の閉鎖 ）					
水道を使用していた場所		大分市 町 丁目 番 号・番地・組 (マンション・アパート・ビル等の名称及び部屋番号)					
使用者		フリガナ 氏 名		電 話			
精 算		方 法		・現在の振替口座 ・納入通知書			
通知書送付先		住 所 氏 名		電 話			
届 出 人		住 所 氏 名		電 話			

口径				メーター番号				指針				検針日(引上日)			
mm												月 日			

地図				メーター位置				前回検針日				前回指針			

料 金 随 時 精 算													
使用期間			区分		使用水量			水道料金			下水道使用料		
／ ～ ／					m ³			円			円		
／ ～ ／					m ³			円			円		
合			計						円				

未 納 (有・無)											
年 月		水道料金			下水道使用料			督促手数料			
		円			円			円			
		円			円			円			
		円			円			円			
水道料金		下水道使用料			督促手数料			合計金額			
円		円			円			円			

定例分					
定例・仮調定 (月分)		口 座 納付書		／ 振替 送付 納期限	
精算分					
検後・日割		口 座 納付書		／ 振替 送付 納期限	
随時		納付書		送付 納期限	

様式第 12 号(第 15 条関係)

水道使用者名義變更届

年 月 日

大分市上下水道事業管理者 殿

[illegible]

名 義 変 更 日	年 月 日		
水 道 を 使 用 し て い る 場 所	大分市 町 丁目 番 号・番地		
	(通称名) 大分市		
	(マンション・アパート・ビル 等の名称及び部屋番号)		
新 使 用 者	フリガナ		屋 号
	氏 名		電 話
旧 使 用 者	氏 名		
そ の 他 連 絡 先 ()	住 所		
	氏 名		電 話
納 入 方 法	・口座振替(新規)・口座継続(継続)・納入通知書・納組()		
通 知 書 送 付 先	住 所		
	氏 名		電 話

口 座 継 続	旧上下水道番号				金融機関名	支店名	種別	口座番号			

届出人	
-----	--

様式第 13 号 (第 16 条関係)

給 水 装 置 所 有 者 変 更 届



年 月 日

水 栓 番 号

大分市上下水道事業管理者 殿

新 所 有 者
住 所
(ふりがな)
氏 名
電話番号

旧 所 有 者
住 所
氏 名



給水装置の所有者に変更がありましたので、届け出ます。
旧所有者の記名ができないので、今後一切の責任は、新所有者で負うことを誓約いたします。

装 置 場 所	大分市
給 水 装 置 所 有 者 変 更 の 理 由	
旧 所 有 者 の 記 名 の 得 ら れ な い 理 由	

(注) 旧所有者の記名ができないときは、新所有者の登記簿抄本(土地)を提示してください。

様式第 14 号(第 19 条関係)

集 合 住 宅 認 定 申 請 書

年 月 日

大分市上下水道事業管理者 殿

住所.....
氏名.....
電話.....

大分市水道事業給水条例施行規程第19条第1項の規定により、集合住宅の認定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

上下水道番号				整理番号		口 径		メーター番号	
						mm			
建 物 の 所 在 地									
建 物 の 名 称									
設備 管理 者	住 所								
	氏 名					電 話			
私設メーターの口径別設置内訳(設置一有・無)									
口 径 (内 部 配 管)		住 宅			住 宅 以 外				
		全 戸 数		現在入居戸数	全 戸 数		現在入居戸数		
13mm		戸		戸	戸		戸		
20mm		戸		戸	戸		戸		
25mm		戸		戸	戸		戸		
40mm		戸		戸	戸		戸		
50mm		戸		戸	戸		戸		

様式第15号(第20条の2関係)

メーター試験申込書

年 月 日

大分市上下水道事業管理者 殿

申込者 住所

氏名

使用しているメーターに異常があると思われますので、試験の実施を申し込みます。

給水装置設置場所										
上下水道番号						整理番号	口 径	メーター番号		
					—		mm			

様式第16号(第20条の2関係)

メーター試験結果通知書

年 月 日

殿

大分市上下水道事業管理者 印

申込みのありましたメーター試験を実施しましたので、下記のとおり試験結果を通知します。

(試験実施対象メーター)

給水装置設置場所										
上下水道番号						整理番号	口 径	メーター番号		
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮		mm			

(試験結果)

試 験 実 施 日	年 月 日
試 験 実 施 担 当 者	
結 果 説 明	

水道料金領収済通知書

上下水道番号

氏名

様

請求年月

年 月

使用期間

年 月 日～

年 月 日

用途

給水装置工事承認番号

口種

mm

水道使用水量

ml

水道料金

円

戸数

戸

汚水排水量

ml

下水道使用料

円

請求金額

円

徴収手数料

合計請求金額

水道料金納入通知書

大分市上下水道局

大分市上下水道局

お問い合わせ先

納期限

年 月 日

領 収 日 付 印

取りまとめ店

口座番号

加入者名

水道料金納入書 (原付)

上下水道番号

使用人名

様

請求年月

年 月

水道使用水量

ml

水道料金

円

汚水排水量

ml

下水道使用料

円

請求金額

円

徴収手数料

合計請求金

上下水道番号

給水場所

使用人名

様

使用期間

年 月 日～

年 月 日

戸数

戸

用途

給水装置工事承認番号

水道使用水量

ml

汚水排水量

ml

水道料金

円

下水道使用料

円

請求金額

円

徴収手数料

合計請求金額

下記納期前までに納入してください。

大分市上下水道事業管理者 印

発行日

年 月 日

納期限

年 月 日

上記の金額を領収しました。

取りまとめ店

口座番号

加入者名

領 収 日 付 印

上記のとおり納付します。

取りまとめ店

口座番号

加入者名

領 収 日 付 印

様

上下水道局
給水装置工事分担金、審査・検査手数料等領収済通知書

受付番号		
承認番号		
工事事業番	様	
申込番名	様	
分担金	件	円
審査手数料	件	円
検査手数料	件	円
合計金額	件	円

納期限までに裏面記載の取扱窓口にてお支払ください。

給水装置工事分担金、審査・検査手数料等納入通知書

差出人

大分市上下水道局

大分市上下水道局

※ 上記のとおり領収しましたので通知します。
(あて先) 大分市上下水道事業管理者 様

納期限 年 月 日

領 収 日 付 印

上下水道局
給水装置工事分担金、審査・検査
手数料等納入書 (原簿)

受付番号		
承認番号		
工事事業番	様	
申込番名	様	
分担金	件	円
審査手数料	件	円
検査手数料	件	円
合計金額	件	円
納期限	年 月 日	

上記のとおり納付します。

領 収 日 付 印

上下水道局
給水装置工事分担金、審査・検査
手数料等納入通知書兼領収書

受付番号		
承認番号		
工事事業番	様	
申込番名	様	
工事場所		
分担金	件	円
審査手数料	件	円
検査手数料	件	円
合計金額	件	円
納期限	年 月 日	

下記納期限までに納入してください。

大分市上下水道事業管理者 印

発行日 年 月 日

納期限 年 月 日

上記の金額を領収しました。

領 収 日 付 印

様式第 1 号（第 2 条関係）

（平30水管規程 1・全改、平31上下水管規程 4・令 4 上下水管規程 2・令 5 上下水管規程 1・一部改正）

様式第 2 号（第 2 条関係）

（平30水管規程 1・全改、平31上下水管規程 4・令 4 上下水管規程 2・令 5 上下水管規程 1・一部改正）

様式第 3 号（第 2 条関係）

（平30水管規程 1・令 4 上下水管規程 2・一部改正）

様式第 4 号（第 2 条関係）

（平30水管規程 1・全改、平31上下水管規程 4・令 4 上下水管規程 2・令 5 上下水管規程 1・一部改正）

様式第 5 号（第 3 条関係）

（平30水管規程 1・全改、平31上下水管規程 4・令 4 上下水管規程 2・一部改正）

様式第 5 号の 2（第 3 条関係）

（平30水管規程 1・追加、平31上下水管規程 4・令 4 上下水管規程 2・一部改正）

様式第 6 号（第 4 条関係）

（平30水管規程 1・全改、平31上下水管規程 4・令 4 上下水管規程 2・一部改正）

様式第 7 号（第 5 条関係）

（平31上下水管規程 4・全改、令 4 上下水管規程 2・一部改正）

様式第 8 号（第 6 条関係）

（平30水管規程 1・全改、令 4 上下水管規程 2・一部改正）

様式第 8 号の 2（第 7 条関係）

（令 5 上下水管規程 1・追加）

様式第 9 号（その 1）（第 9 条関係）

（平30水管規程 1・全改、平31上下水管規程 4・令 4 上下水管規程 2・一部改正）

様式第 9 号（その 2）（第 9 条関係）

（平30水管規程 1・全改、平31上下水管規程 4・一部改正）

様式第10号（第10条関係）

（平30水管規程 1・令 4 上下水管規程 2・一部改正）

様式第11号（第14条関係）

（平30水管規程 1・全改、平31上下水管規程 4・一部改正）

様式第12号（第15条関係）

（平30水管規程 1 ・ 全改、平31上下水管規程 4 ・ 一部改正）

様式第13号（第16条関係）

（平30水管規程 1 ・ 全改、平31上下水管規程 4 ・ 令 4 上下水管規程 2 ・ 一部改正）

様式第14号（第19条関係）

（平30水管規程 1 ・ 全改、平31上下水管規程 4 ・ 令 4 上下水管規程 2 ・ 一部改正）

様式第15号（第20条の 2 関係）

（平21水管規程19 ・ 全改、平30水管規程 1 ・ 平31上下水管規程 4 ・ 一部改正）

様式第16号（第20条の 2 関係）

（平21水管規程19 ・ 追加、平30水管規程 1 ・ 平31上下水管規程 4 ・ 一部改正）

様式第17号（第21条の 2 関係）

（平31上下水管規程 4 ・ 追加）

様式第18号（第21条の 2 関係）

（平31上下水管規程 4 ・ 追加）